

茨城県警察における警察署等の再編整備についての

提 言 書

平成19年6月6日

茨城県警察における警察署等再編整備を考える懇話会

— 目 次 —

はじめに	1
1 「茨城県警察における警察署等再編整備を考える懇話会」設置の経緯	1
2 検討の経緯	2
第1 茨城県警察の抱える課題	2
1 事件・事故の急増	2
2 犯罪の質的变化	3
3 警察に対する要望の増大	3
第2 茨城県警察の執った対応策	3
1 警察官の増員等人的基盤の強化	3
2 警察署等警察活動の拠点の整備	4
3 業務の見直し、合理化	4
第3 警察署及び交番・駐在所再編整備の必要性	4
1 警察署再編整備の必要性	4
(1) 犯罪多発地域における治安対策	4
(2) 小規模警察署の組織運営の非効率性、脆弱性	5
(3) 行政区域と警察署の管轄区域の整合	5
(4) 治安実態等に応じた所在地の適正化	5
2 交番・駐在所再編整備の必要性	5
(1) 不在交番の解消とパトロールの強化	5
(2) 夜間体制の強化	6
(3) 不在駐在所の解消	6
(4) 交番・駐在所勤務員負担の格差是正	6
(5) 老朽化した交番・駐在所の整備	6
第4 警察署及び交番・駐在所再編整備の在り方に対する提言	6
1 基本的考え方	7
(1) 警察力の適正配分と夜間体制の確立	7
(2) 総合的検討の実施	7
(3) 県民の安心感と納得性の確保	7
2 警察署再編整備の在り方に対する提言	8
(1) 犯罪多発地域における再編整備	8
(2) 小規模警察署の統合及び行政区域と警察署管轄区域の一体化	10
(3) 治安実態等に応じた所在地の適正化	11
3 交番・駐在所再編整備の在り方に対する提言	11
(1) 治安実態等に応じた交番・駐在所の管轄区域の移管及び設定	11
ア 交番の新設	11
イ 駐在所の大型化	11
(2) 地域に密着した活動を推進するための適正配置	11
4 再編整備の時期	12
第5 今後の警察活動の推進に当たり重視すべき事項	12
1 地域住民とのコミュニケーションを重視した警察活動の推進	12
2 制服警察官やパトカーによる「県民に見える警察活動」の推進	13
3 地域住民等と一体となった警察活動の推進	13
おわりに	13

はじめに

1 「茨城県警察における警察署等再編整備を考える懇話会」設置の経緯

茨城県下の治安情勢は、依然として厳しい情勢にあり、平成18年に行われた「県政世論調査」においても、県内の治安が「悪化している」又は「やや悪化している」と答えた方が64.2%を占め、さらに、事件や事故への不安を「強く感じる」又は「やや感じる」と答えた方が81.6%と高い割合を示している。

また、平成18年の本県の刑法犯の認知件数は、昭和40年当時の約3倍の4万7千件台、110番の受理件数は統計を取り始めた昭和57年当時の約4倍の18万件台を推移しているほか、県内の事件・事故の発生状況を見ると、人口が増加傾向にある県南、鹿行地域での増加が目立つ反面、県北地域では減少傾向にあるなど、県内における発生状況の二極化が進んでいる現状が認められ、さらに、現在の警察署及び交番・駐在所の警察体制についても必ずしも現在の治安情勢に適合しているとは言えない現状にある。

一方、これらの治安の悪化に歯止めをかけるべく、茨城県警察では警察官の増員等の人的基盤の強化、牛久警察署及び交番の新設等警察活動の拠点の整備、業務の見直しや合理化等による警察体制の強化を図ってきたところであるが、これらの施策だけでは既に限界に達しており、より抜本的対策の実施が求められている現状にある。

このような状況を打開し、茨城県の治安を回復し、県民が安全で安心して暮らせる地域社会を確立するために、警察力の一層の強化を目指して警察署及び交番・駐在所（以下「警察署等」という。）の再編整備の検討を行う目的で、平成19年1月12日、茨城県警察本部長から委嘱を受けた委員7名による「茨城県警察における警察署等再編整備を考える懇話会」（以下「懇話会」という。）が設置されたところである。

2 検討の経緯

懇話会では、茨城県警察から再編を検討するに至った背景や治安情勢の変化と県警察の執った具体的対応策、警察署等再編整備の必要性や問題点等について説明を受け、委員全員が共通認識を持った上で、県民の視点に立ち

治安回復のための警察署等の適正配置と体制強化

県民の安心感と納得性に配慮した警察署等の再編整備

を検討のポイントとして、7回にわたる会議を開催して審議を重ねるとともに、2回の県内情勢視察を実施し、ここに懇話会としての意見を提言書としてまとめるに至った。

茨城県警察が、この提言を踏まえて、早急に警察署等再編整備計画を策定し、実施に移されることを希望する。

第1 茨城県警察の抱える課題

現在の茨城県警察の現況について説明を受け、懇話会は、県警察が次のような課題を抱えていることを認識した。

1 事件・事故の急増

平成18年の本県における警察事象は、昭和40年当時と比較（交通事故は、昭和40年の統計方法が異なるため昭和41年と比較）して、

刑法犯認知件数

約2.7倍

交通人身事故発生件数

約3.0倍

と増加し、特に刑法犯認知件数については平成14年まで8年連続で過去最高を更新し、3万件前後で推移してい

た昭和期の約2倍以上の6万7千件を突破したが、街頭犯罪対策の強化や警察官の

刑法犯認知件数		
年	茨城県	全国
昭和40年	17,314	1,343,625
平成18年	47,183	2,050,850
比較	2.7倍	1.5倍

交通人身事故発生件数		
年	茨城県	全国
昭和41年	7,510	425,944
平成18年	22,396	886,703
比較	3.0倍	2.1倍

増員等の効果により4年連続で減少し、犯罪の増加傾向に歯止めをかけることができた。

しかし、犯罪の発生件数は依然として高水準であり、また、殺人・強盗等の凶悪事件も年間300件前後で推移するなど、県内の治安情勢は依然として厳しい状況となっており、早急に有効な治安対策を講ずる必要がある。

2 犯罪の質的变化

刑法犯の認知件数の中でも街頭での強盗やひったくり、住宅等に侵入して行われる強盗や窃盗等の街頭犯罪・侵入犯罪、少年による凶悪犯罪等が増加しているほか、子どもが被害者となる凶悪事件が発生するなど、県民に大きな不安を与えていることから、迅速果断にこれら犯罪の予防・検挙に努める必要がある。

3 警察に対する要望の増大

地域や家庭における問題解決能力の低下に伴い、24時間体制で業務に当たっている警察に対する期待は増大し、多くの要望や相談等が寄せられているが、これに十分に対応できる体制が整備されていないことから、早急に体制を確立する必要がある。

第2 茨城県警察の執った対応策

第1に述べた課題に対して、茨城県警察では組織を挙げて次の対応策を執ってきたが、これらの対応策では十分な効果が得られていない現状となっている。

1 警察官の増員等人的基盤の強化

本県では、治安情勢の悪化に伴い増加する警察業務に対応するため、平成13年度以降747人の警察官が増員されている。しかし、警察官一人当たりの負担人口は645人(全国第6位)と、全国平均の511人を大きく上回っており、過重な負担となっている。

2 警察署等警察活動の拠点の整備

平成17年には、県南地域の治安対策のため、県下28番目の「牛久警察署」を新設し、同地域の警察力の強化を図ったほか、県内各署において必要箇所に交番を設置するなどの体制強化を図ってきたところであるが、警察署等の体制は必ずしも現在の治安情勢に適合しているとは言えない現状となっている。

3 業務の見直し、合理化

限られた人員体制の効果的な運用を図るため、現場執行力の強化を主眼に

警察本部の管理・デスク部門等を削減して警察署等の実働部門等に再配置

代替可能な警察官のポストを一般職員へ振替え

非常勤嘱託職員の交番相談員、警察安全相談員の増強配置、スクールサポーターの新規配置

など徹底した業務の見直し、合理化を推進してきている。

第3 警察署及び交番・駐在所再編整備の必要性

このように治安情勢の悪化に対処すべく種々の対策等を講じており、今後も警察官の増員を含む更なる体制の強化が必要と思われる。しかしながら、増員が容易ではない客観情勢にかんがみ、限られた人員を有効に活用して警察力の一層の強化を図ることが必要であり、早急に警察署及び交番・駐在所の再編整備を行っていかねばならない。

1 警察署再編整備の必要性

(1) 犯罪多発地域における治安対策

茨城県内において、社会・経済情勢の変化や人口増等の要因により、事件・事故が多発している地域については、パトロール強化・夜間体制強化及び住民対応の充実等により早急に当該地域の総合的な治安対策を講じる必要がある。

(2) 小規模警察署の組織運営の非効率性、脆弱性

警察官の配置が少ない小規模警察署では、事件・事故の捜査体制や夜間・休日における警察体制も脆弱となり、十分な初動捜査体制の確立が困難となっている。

また、警察署としての機能を維持するためには、小規模警察署にも必要最小限の範囲で警務・会計係等の内部管理部門に人員を配置しなければならないことや、留置施設について人員体制の面から運用できないことなど組織運営上効率的ではない問題点がある。

よって、これらの警察署については、管轄区域の移管・編入、配置の在り方等を見直し、効果的に機能する体制を確立する必要がある。

(3) 行政区域と警察署の管轄区域の整合

警察署の管轄区域について、住民との協働による地域安全活動、少年非行防止活動、交通安全活動等をより効果的・効率的に推進するためには、同一行政区域を一警察署で管轄することが望まれる。

しかし県内では、市町村合併により、同一行政区域内に複数の警察署が配置され、市が複数の警察署との連携を余儀なくされるなど、両者の円滑な連携に齟齬を来している地域があることから、関係警察署の管轄区域の移管・編入、配置の在り方等を検討する必要がある。

(4) 治安実態等に応じた所在地の適正化

管轄区域の変更や特定地域の急激な発展等の理由により、警察署の所在地が管轄区域内の治安実態に即したものとなっていない警察署については、治安実態等に応じた適正な立地となるよう見直す必要がある。

2 交番・駐在所再編整備の必要性

(1) 不在交番の解消とパトロールの強化

地域住民の要望としては、「交番にいつも警察官がいてほしい。」と「安全を守るためのパトロールを強化してほしい。」という強い要望がある。

この要望に応えていくためには、交番・駐在所の再編整備を行って交番勤務員の増強配置を図り、交番における不在状態を解消するとともに、各地域における

パトロールを強化する必要がある。

(2) 夜間体制の強化

県内の交番・駐在所の配置を見直し、人口、事件・事故が増加している地域については、交番の新設及び体制強化を図るほか、警察署全域のパトロールに当たる自動車警ら班を増強して、夜間体制の強化を図る必要がある。

(3) 不在駐在所の解消

駐在所勤務員は、事件・事故の捜査等のため、駐在所管内を離れて勤務する機会が多く、地域における活動に影響を及ぼしている状況が見られる。

そのため、それぞれの駐在所の負担状況等を考慮しながら1か所に統合し、複数の勤務員が共同で地域の責任を果たすことにより、不在がちな駐在所の解消を図るとともに、地域に密着した活動を促進する必要がある。

(4) 交番・駐在所勤務員負担の格差是正

県内の交番・駐在所の一人の警察官が負担している人口や事件・事故の取扱件数は大きく偏っており、その負担状況に応じた交番・駐在所の配置見直しを行うことにより地域警察官の負担の格差を是正し、効率的な配置運用を図る必要がある。

(5) 老朽化した交番・駐在所の整備

耐用年数が経過し老朽化した交番・駐在所については、計画的にその整備を図り、地域住民が訪問しやすく、利用しやすいところとなるように努める必要がある。

第4 警察署及び交番・駐在所再編整備の在り方に対する提言

懇話会は、これまで述べた茨城県警察が抱える課題や対応策、さらには、警察署及び交番・駐在所の再編整備を行う必要性についての審議を踏まえ、茨城県警察として執るべき最良の再編整備の在り方について、以下のとおり提言する。

1 基本的考え方

懇話会では、警察署等の再編整備の必要性を強く認識し、以下の3点を再編整備に当たっての基本的考え方とした。

(1) 警察力の適正配分と夜間体制の確立

300万県民が等しく安全と安心を享受できるよう、警察の機能をバランスよく配置するなど、警察力の適正配分を図る。また、24時間県民の安全を守るための夜間体制を確立する。

(2) 総合的検討の実施

警察署及び交番・駐在所が地域における治安維持活動の拠点であることを念頭に、

当該地域の人口、犯罪や交通事故の発生状況

隣接警察署、交番・駐在所との距離などの地理的条件

地域住民の利便性

県下の市町村合併の状況

等の条件を勘案し総合的に検討を加える。

(3) 県民の安心感と納得性の確保

再編整備の検討に当たっては、更なる合理化・効率化を追求するとともに、併せて県民の体感治安の悪化や不安感の増大を招かないように、安心感と納得性の確保に最大限留意しつつ、真に茨城県の治安回復を図り、県民が安全で安心して暮らせる地域社会を確立することを第一とする。

(参考)

- 1 警察署及び交番・駐在所の設置等にかかる根拠法令（警察法第53条）
 - ・ 都道府県の区域を分かち、各地域を管轄する警察署を置く
 - ・ 警察署の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める基準に従い、条例で定める
 - ・ 警察署の下部機構として、交番その他の派出所又は駐在所を置くことができる
- 2 警察署の名称、位置及び管轄区域にかかわる根拠法令（警察法施行令第5条）
 - ・ 警察署の名称は、都にあっては警視庁、府県にあっては当該府県、道にあっては道及び方面の呼称を冠し、その下に管轄区域内の主要な1の市町村名の名称を冠すること
 - ・ 警察署の位置は、管轄区域内の住民の利用に最も便利であるように、他の官公署との連絡、交通、通信その他の事情を参しゃくして決定すること
 - ・ 警察署の管轄区域は、警察の任務を能率的に遂行することができるように、人口、他の官公署の管轄区域、交通、地理その他の事情を参しゃくして決定すること

2 警察署再編整備の在り方に対する提言

(1) 犯罪多発地域における再編整備

茨城県内において、社会・経済情勢の変化や人口増等の要因により、犯罪が多発している市の上位5位は「水戸市」、「つくば市」、「土浦市」、「日立市」、「古河市」であり、また、犯罪が多発している警察署の上位5位は「水戸警察署」、「土浦警察署」、「つくば中央警察署」、「取手警察署」、「鹿嶋警察署」である。

茨城県内の市町村の中で、刑法犯認知件数が多い10市

市町村名	刑法犯認知件数		犯罪率(刑法犯)		凶悪犯認知件数		犯罪率(凶悪犯)	
	順位	件数	順位	率	順位	件数	順位	率
1 水戸市	1	5,686	5	215.5	1	43	4	1.63
2 つくば市	2	4,367	3	227.7	2	27	6	1.41
3 土浦市	3	3,659	1	255.7	3	22	5	1.54
4 日立市	4	2,710	31	134.4	7	14	34	0.69
5 古河市	5	2,643	11	180.4	5	18	8	1.23
6 ひたちなか市	6	2,474	22	158.9	4	19	9	1.22
7 神栖市	7	2,211	2	246.7	5	18	1	2.01
8 取手市	8	2,145	8	191.0	10	9	27	0.80
9 筑西市	9	1,736	23	151.9	12	6	37	0.53
10 龍ヶ崎市	10	1,538	7	194.6	12	6	29	0.76

茨城県内の28警察署の中で、刑法犯認知件数が多い10警察署

警察署名	刑法犯認知件数		犯罪率(刑法犯)		凶悪犯認知件数		犯罪率(凶悪犯)	
	順位	件数	順位	率	順位	件数	順位	率
1 水戸	1	6,672	5	209.6	1	47	3	1.48
2 土浦	2	4,460	3	236.9	3	27	4	1.43
3 つくば中央	3	4,042	1	265.4	3	27	2	1.77
4 取手	4	3,514	8	189.3	6	14	17	0.75
5 鹿嶋	5	3,323	4	215.0	2	31	1	2.01
6 日立	6	2,693	21	133.6	6	14	21	0.69
7 ひたちなか西	7	2,662	11	165.7	5	22	6	1.37
8 石岡	8	2,615	7	191.0	11	10	18	0.73
9 竜ヶ崎	9	2,338	2	258.9	12	9	11	1.00
10 古河	10	2,311	13	157.7	6	14	13	0.96

刑法犯認知件数及び凶悪犯認知件数は、H16～18の3か年平均
 犯罪率は、人口1万人当たりの刑法犯(凶悪犯)認知件数
 凶悪犯：殺人、強盗、放火、強姦

これらの警察署については「警察署の人員体制の見直し」、「交番の新設」、「既存交番等の体制の強化」等の措置を図る必要がある。

特に、犯罪が多発しており、早急に治安対策を講ずる必要があるにもかかわらず、当該行政区域内に警察署が置かれていない地域については、「警察署の新設」について検討する必要がある。

現在本県では、犯罪が多発しているにもかかわらず、警察署が設置されていない市は「神栖市」、「守谷市」であり、なかでも「神栖市」は人口1万人当たりの刑法犯認知件数が県内44市町村中第2位、さらには、同市の人口1万人当たりの凶悪犯認知件数は第1位である。

茨城県内の市町村の中で、犯罪率が高い10市町

市町村名	犯罪率		刑法犯認知件数		凶悪犯認知件数		犯罪率(凶悪犯)	
	順位	順位	順位	順位	順位	順位	順位	
1 土浦市	255.7	1	3,659	3	22	3	1.54	5
2 神栖市	246.7	2	2,211	7	18	5	2.01	1
3 つくば市	227.7	3	4,367	2	27	2	1.41	6
4 守谷市	217.8	4	1,194	14	4	24	0.73	32
5 水戸市	215.5	5	5,686	1	43	1	1.63	4
6 大洗町	196.7	6	376	37	2	36	1.05	18
7 龍ヶ崎市	194.6	7	1,538	10	6	12	0.76	29
8 取手市	191.0	8	2,145	8	9	10	0.80	27
9 牛久市	190.1	9	1,464	11	6	12	0.78	28
10 常総市	183.6	10	1,187	15	7	11	1.08	17

刑法犯認知件数及び凶悪犯認知件数は、H16～18の3か年平均
 犯罪率は、人口1万人当たりの刑法犯(凶悪犯)認知件数
 凶悪犯：殺人、強盗、放火、強姦

また、現在鹿嶋警察署が管轄する鹿嶋・神栖市の地域は、東西を太平洋と北浦に挟まれ、管轄区域の距離が約43kmと南北に長い地形を形成し、南側の地域(神栖市)は県境に接しており、犯罪の多発地域が同地域に位置している等の地理的特殊性を有している。

以上の点を総合的に検討すると、「神栖市」については、警察署を新設して早急に治安対策を講ずる必要性が高いと考える。

他方、「守谷市」については、同市の人口・面積を考慮すると単独での警察署

新設は難しいことから、同市を管轄する取手警察署の建替え時に、「守谷市」を含む管轄区域全域を十分にカバーできるように、「守谷市」寄りへの移転を検討すべきである。

(2) 小規模警察署の統合及び行政区域と警察署管轄区域の一体化

警察官の配置が少ない小規模警察署における現状の問題は既に述べたとおりであるが、本署警察官定員が50人未満の小規模警察署について、その在り方を検討した結果、以下の判断を行うに至った。

警察官の配置が少なく、事件・事故の捜査体制や夜間・休日における警察体制も脆弱であり、十分な初動捜査体制の確立が困難となっている上に、なおかつ、管内人口や事件・事故の取扱数が交番等よりも少ない小規模警察署は、隣接警察署への管轄区域の移管・統合により、総合的な体制の強化を図るべきである。

小規模警察署であっても、事件・事故の発生状況と管内面積や隣接署との距離、周辺の地形等の地理的条件を考慮し、存続する必要性が認められる警察署は現状を維持すべきである。

また、同一行政区域内に複数の警察署が配置されている市については、行政区域を分断しない体制を確立する必要がある。

以上の二つの観点から、一つの市に二つの警察署が配置され、かつそのうち一つが小規模警察署であるケースについて、下記のとおり警察署の統合を図る必要がある。

「ひたちなか市」については、「ひたちなか東警察署」を「ひたちなか西警察署」に統合

「つくば市」については、「つくば北警察署」を「つくば中央警察署」に統合

なお、これらの統合等に当たっては、警察体制の強化（特に夜間体制）を最重点に検討し、対象となる地域住民に安心感を与えるためにも、治安の悪化を招かないための補完措置を講ずるとともに、行政事務等における利便性に配慮した対策を講ずる必要がある。

(3) 治安実態等に応じた所在地の適正化

警察署の設置場所について、その管轄区域内の治安実態等に応じた適正な配置となっていない警察署については「桜川警察署」、「古河警察署」、「境警察署」の3警察署である。

これらの警察署については、将来の警察署の建替え時にあわせ、管内の治安実態等に応じた適正な所在地となるよう設置場所を見直す必要がある。

3 交番・駐在所再編整備の在り方に対する提言

(1) 治安実態等に応じた交番・駐在所の管轄区域の移管及び設定

ア 交番の新設

都市開発等により人口が増加し、事件・事故が多発する地域については、事件・事故が発生した際に直ちに発生現場に向かい犯人の逮捕、危険の防止等の警察活動を迅速に対応することができる警察体制を整備する必要がある。

一方、県内では、昼間が中心の勤務形態である駐在所が数多く設置されているが、駐在所体制では夜間等に適切に対応することができない状況にある。

したがって、一定の人口があり、事件・事故が多発する地域については、24時間体制で警察事象に対応することができる交番の設置を検討する必要がある。

イ 駐在所の大型化

交番を設置するまでの治安情勢等はないが、一定の人口があり、比較的事件・事故等の警察事象がある地域については、その地域の面積等を勘案した上で隣接駐在所を統合して大型化を図り、複数の警察官による共同パトロール等の警察活動を行うことが効率的であり、警察体制の強化に繋がる。

したがって、このような地域については駐在所の統合による大型化を検討する必要がある。

(2) 地域に密着した活動を推進するための適正配置

交番・駐在所は、地域住民の安全と安心のよりどころとして、県民の身近な不安を解消する役割（機能）を担っており、交番・駐在所の地域警察官は、それぞ

れの交番・駐在所を拠点に、立番等による警戒、パトロール、事件・事故等への対応等を活動の基本としている。しかし、警察署での慢性的な人員不足から、多発する事件等の対応要員として運用されており、交番・駐在所本来の活動は十分に行えていない現状にある。

これらのことをかんがみて茨城県内の交番・駐在所の配置は、現在の治安情勢に必ずしも適合しているとは言えないことから、交番・駐在所の地域警察官がその地域において本来の活動がより効率的にできるよう、県内全体の配置の在り方について検討する必要がある。

4 再編整備の時期

警察署の新設や移転等の予算措置が必要な再編整備を除き、予算措置を伴わない駐在所の管轄区域の移管による統合等については早急に、また、予算措置を伴う再編についても警察署等再編整備計画の中で時期を明記の上、計画的に実施する必要がある。

第5 今後の警察活動の推進に当たり重視すべき事項

本懇話会は、茨城県警察が今後の警察活動を推進するに当たり、以下の事項を重視し真摯に各種の警察活動に取り組まれることを要望する。

1 地域住民とのコミュニケーションを重視した警察活動の推進

警察署等の警察施設は、その存在意義が県民の安全の確保にあるという本質を忘れることなく、常に県民の立場でその意見・要望を把握し、それを警察活動に反映させていくことが重要である。そのためには、警察が積極的に県民とのコミュニケーションを図っていく必要があり、既存の警察署協議会、交番・駐在所連絡協議会等の活動を一層活性化するとともに、日常業務のあらゆる機会を活用し県民が何を望み、何を求めているか把握に努める。

2 制服警察官やパトカーによる「県民に見える警察活動」の推進

警察活動に当たっては、積極的に制服警察官やパトカーによる機動的なパトロール等「県民に見える警察活動」を展開し、地域住民の安心感の確保に繋がる業務を推進する。

3 地域住民等と一体となった警察活動の推進

県内の良好な治安の確保は、警察のパトロールや取締りのみによって保たれるものではなく、地域住民やボランティア団体が行う自主的防犯活動を促進することが不可欠であり、警察としてはこれら地域住民等を治安回復のための重要なパートナーとして情報の提供や各種支援活動を積極的に行って連携を強化し、地域住民と一体となった警察活動を推進する。

おわりに

本懇話会は、茨城県警察において、事件・事故の急増や犯罪の質的变化への対応、警察に対する要望の増加などの業務負担の増大等様々な課題が山積しており、これに対し種々の対応策を執ったが限界に達していることを認識したほか、現場で昼夜を分かたず黙々と職務に精励する第一線警察職員の労苦についても改めて認識することができた。

本懇話会では、こうした課題と問題の所在を整理し、その対応策について整理検討して、中長期的な展望に立って警察署等再編整備に関する本提言書をまとめるに至ったものであるが、その検討の過程においては、合理性、効率性の観点を重視するあまり、統合対象となる地域の治安の悪化を招いたり、地元住民に不安感を与えたりすることのないよう、万全の補完措置を執るべきであるとの意見が多く出されていることから、多くの県民の理解と納得が得られるような再編整備を実施することを茨城県警察に強く要望する。

また、各種データの数値により、一律に警察署の体制を論ずることにより、小規模警察署を統合の対象とすべきではないとの意見も出され、地域住民と一体となっ

た警察行政を進められる小規模警察署の存在については、本懇話会委員全員がその必要性を十分に認識の上、本検討に望んだものであることを附言する。

提言の結びに当たって、茨城県警察が本提言の内容を真摯に計画に反映させ、積極的かつ継続的に実施されんことを期待するものであり、また、本提言が茨城県の治安回復、ひいては県民が安全で安心して暮らせる地域社会の確立に寄与し、最終的には「歴史の評価に堪える茨城県警察の構築」の一助となることを切に望むものである。

平成19年6月6日

茨城県警察における警察署等再編整備を考える懇話会

座長 吉武博通

副座長 北村嗣雄

委員 篠崎和則

委員 岡裕爾

委員 鷲見富士雄

委員 和田千永子

委員 古橋矩子